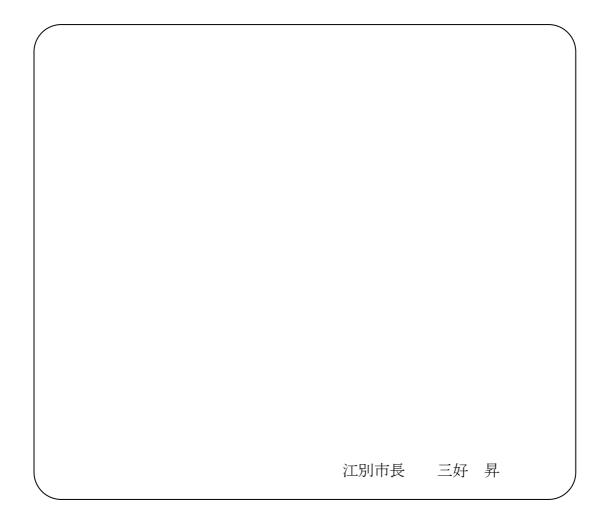
えべつアジェンダ 21

## 江別市環境管理計画後期推進計画(案)

【平成 25 年 10 月 22 日】

江 別 市

14	10	W	17
は	し	$\alpha$	1



## ~ 目 次 ~

Ι	計画策定の背景・目的など・・・・・・・・・・・・・・・1
1	計画策定の背景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	計画策定の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3	計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4	環境の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
5	計画の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
7	計画推進の主体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
I	現況と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1	
'	(1) 地理 • 自然特性····································
	(2) 社会特性 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
2	・ 市民・事業者アンケート······10
3	環境の現況と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(1)地球環境·············11
	(2)自然環境 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	(3)生活環境 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	(4)快適環境 · · · · · · · · · · · · · · · · · 22
Ш	環境の将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
IV	環境の保全及び創造に関する施策・・・・・・・・・・・ 26
1	「地球を守るまち」の実現に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
	(1) 地球環境の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
	(2)循環型社会の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
2	「豊かな自然を育むまち」の実現に向けて‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 36
	(1) 生態系の保全····································
	(2) 身近な緑の保全と創出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

3	「人にやさしいまち」の実現に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・42 (1)良好な生活環境の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42	
4	「うるおいとやすらぎのあるまち」の実現に向けて・・・・・・・・・・・・・・ 48 (1)個性と魅力ある都市空間の創造・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48	
	(2)参加と協働による環境保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50	)
V	施策の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54	1
1	推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54	1
2	計画の進行管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1

## I 計画策定の背景・目的など

#### 1 計画策定の背景

平成4年(1992年)に開催された「環境と開発に関する国連会議(地球サミット)」で採択された「アジェンダ21」で示されている、地方公共団体の「ローカルアジェンダ」策定の求めに応じ、江別市においては、計画期間を30年とした環境の基本計画となる「えべつアジェンダ21ー江別市環境管理計画 (以下、「環境管理計画」という。)」を平成7年度(1995年度)に策定しました。

環境管理計画は計画期間を前期・中期・後期に分け、それぞれの期間において推進計画を策定することとしており、江別市環境基本条例(平成11年度(1999年度)制定)の理念や、江別市総合計画の計画期間との整合も図りながら、前期9年間、中期10年間で運用してきたところです。

この間、環境に関する問題は、公害の防止、自然環境の保全といった地域限定の問題に加えて、地球温暖化、生態系の保全、資源・エネルギーの循環など地域内の枠組みでは収まらない地球規模の問題としてとらえられるようになってきており、さらには平成23年(2011年)3月11日に起きた東日本大震災に端を発する放射能汚染問題や電力等エネルギー供給の問題は、環境政策・エネルギー政策の重要性を改めて私たちに認識させることとなりました。

一方、国においては、平成 23 年 (2011 年) 6 月に「環境の保全のための意欲の推進及び環境教育の推進に関する法律(環境保全活動・環境教育推進法)」の名称を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(以下、「環境教育等促進法」という。)」と改正し、それに基づく「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」が平成 24 年 (2012 年) 6 月に閣議決定されるなど、環境保全活動や市民・事業者・行政などの協働が、より重要な位置付けとなっています。

このような背景を踏まえ、本計画は環境管理計画後期推進計画として江別市における今後の環境施策の基本的な展開方向を示すために策定するものです。

#### 2 計画策定の目的

本計画は、江別市環境基本条例の前文に掲げられ、また、『第 6 次江別市総合計画〈えべつ未来づくりビジョン〉(以下、「総合計画」という。)』における基本目標ともしている『きれいな空気、清らかな水、豊かな緑に恵まれた美しく住みよいえべつ』の実現に向け、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、将来の世代へ継承すること、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会を形成することを目的としています。

#### 3 計画の位置付け

本計画は、総合計画を環境面から推進するため、江別市環境基本条例に基づき環境管理計画の 後期推進計画として策定するものであり、江別市における良好な環境の保全及び創造を進める上 で基本となるものです。

また、本計画は環境教育等促進法第8条に規定された行動計画(その市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画)を包括するものです。

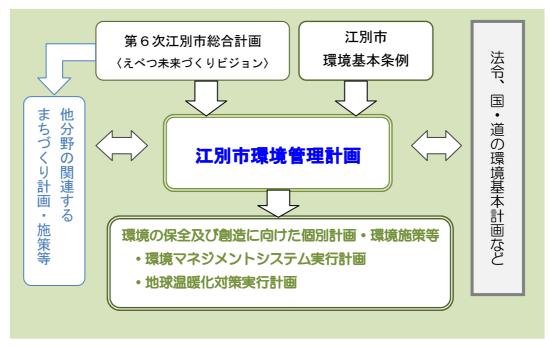


図 I-3-1 計画の位置付け

#### 4 環境の範囲

本計画が対象とする環境の範囲は、地球環境・自然環境・生活環境・快適環境とします。これらの環境要素は相互に結びつき関連しあっており、環境の範囲はできるだけ幅広くとらえます。

			区分	主な対象
快適環境	ž.		地球環境	地球温暖化の防止、省エネルギーの推進、ごみ減量化の推進 適正なごみ処理の推進 など
生活環境	自然環境	地球環境	自然環境	生物生息環境の保全・野生生物 との共存、水と緑の保全、緑化 の推進 など
<b></b>	<b></b>	垜児	生活環境	大気の保全、水質の保全、騒音、 振動の防止、悪臭の防止、化学 物質の防止 など
			快適環境	地域特性を活かした空間の創造、地域の環境美化の推進、環境教育・環境学習の充実 など

図 [-4-1 環境の範囲

#### 5 計画の区域

本計画の対象区域は、江別市全域とします。また、河川環境など、市域外にまで及ぶ施策の推進については、必要に応じて他の地方公共団体や関連機関とも協力体制をとって連携していきます。

#### 6 計画の期間

江別市環境管理計画は、当初、平成7年度(1995年度)から平成36年度(2024年度)までの30年間とし、10年ごとに前期・中期・後期の推進計画としていました。ただし、江別市新総合計画と計画期間の整合を図ったことにより、前期推進計画においては、計画期間を平成15年度(2003年度)までの9年間とし、中期推進計画においては、計画期間を平成25年度(2013年度)までの10年間としています。

後期推進計画においても総合計画との計画期間の整合を図っており、本計画における計画期間は、平成26年度(2014年度)から平成35年度(2023年度)までの10年間とします。

なお、本計画については、平成 30 年度を中間年として、計画の達成状況や社会情勢の変化などを勘案しながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

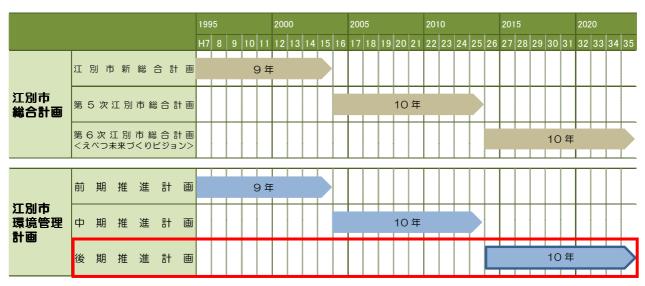


図 I-6-1 計画の期間

#### 7 計画推進の主体

江別市環境基本条例に定める市・事業者・市民の役割に基づき、それぞれが環境の保全及び創造の主体となって、自発的かつ総合的・計画的な施策の推進に努めます。

#### 【江別市環境基本条例】

#### (基本理念)

- **第3条** 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、 これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- **2** 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民が自らの活動と環境へのかかわりを認識し、環境への十分な配慮を行うことにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会を構築することを目的として行われなければならない。
- **3** 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民がそれぞれの責務を自覚し、相互に協力、連携して推進されなければならない。
- **4** 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

## 〈市の責務〉 (第4条)

市は、環境の保全及び創造に向けた各種の施策を統括し、推進する責務があります。

また、環境への影響に配慮し施策を策定・実施します。

## 〈事業者の責務〉

事業者は、事業活動に伴い生じる環境への負荷や公害の防止・低減に努め、自然環境保全のための必要な措置を講じます。

また、環境の保全・創造に自ら積極的に 努め、市が行う環境施策に対して協力する 責務があります。

## 〈市民の責務〉 (第6条)

市民は、日常生活において環境への負荷を低減するよう努め、地域の様々な環境保全活動に自発的、積極的に取り組みます。また、環境の保全・創造に自ら積極的に努め、市が行う環境施策に対して協力する責務があります。

図 [-7-1 各主体の責務

### Ⅱ 現況と課題

#### 1 江別市の概況

#### (1) 地理・自然特性

#### ①位置・地勢



図Ⅱ-1-1 江別市の位置

これら流域と南西の高台から北に 連なる一連の火山灰埴土地帯は、水 田酪農地帯から市街地へと開発が進 み、人口の集積地帯として発展して きました。

一方、低地に広がる泥炭地も歳月

江別市は、石狩平野の中央部に位置し、東西約 17.3 km、南北約 18.1 km、総面積 187.57 kmを有しています。 地勢は全般的に平坦で、市の北東部から北西部へと石 狩川が貫流し、夕張川、千歳川、豊平川、篠津川など大 小 42 の支流河川を合流して、石狩湾を経て日本海へと



図Ⅱ-1-3 石狩川

をかけた土壌改良によって耕地化され、石狩川右岸一帯とともに農畜産物の重要な生産地帯を形成しています。

注いでいます。

札幌市と隣接する南西部には市域の約 10%、総面積 2,053ha の広さを誇る道立野幌森林公園が北広島市域まで拡がり、約 110 種類の自生の樹林に加え、林業試験場の見本林として植えられた 60 種類の樹木、約 140 種類の野鳥、1,300 種もの昆虫が確認されています。広葉樹と針葉樹が入り混じった園内は、都市の騒音から一転して緑豊かに太古の面影を保ちながら静ひつな環境が保全されています。

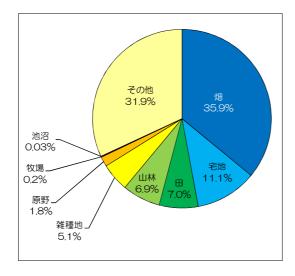


図Ⅱ-1-4 道立野幌森林公園

地質は、第四紀更新世に属し、大別して石狩川流域一帯の沖積土と、北広島市から江別市街地までに伸びる野幌丘陵地の火山灰土、さらに低地の泥炭土が広がっており、特殊な地層として火成岩による残積土と崩壊土が市街地に散在しています。

#### ②土地利用

土地利用について地目別面積をみると、市域 187.57 kmの中で最も多くを占めるのが畑 67.43 km (35.9%) で、次いで宅地 20.88 km (11.1%)、田 13.21 km (7.0%)、山林 12.98 km (6.9%)の順となっています。



図Ⅱ-1-5 地目別面積の状況

項目 面積 畑 67.43 宅地 20.88  $\blacksquare$ 13.21 山林 12.98 雑種地 9.53 3.35 原野 牧場 0.29 池沼 0.06 その他 59.84

単位:kmf

資料:江別市統計書2013

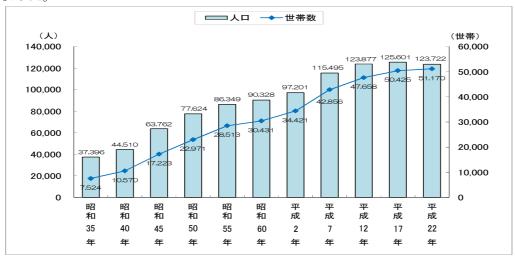
#### (2) 社会特性

#### ①人口・世帯

#### ア. 人口・世帯数の推移

江別市の人口及び世帯数は、平成 25 年 (2013 年) 1 月 1 日現在、121,391 人 (54,629 世帯) で、人口でみると全道の都市 (35 市) の中では 9 番目になります。

市制が施行された昭和 29 年 (1954 年) 以来、江別市は札幌市の近隣都市として人口が順調に増えてきましたが、平成 22 年 (2010 年) の第 19 回国勢調査において、戦後初めての人口減少となりました。



図Ⅱ-1-6 人口・世帯数の推移

資料:国勢調査

#### イ. 年齢階層別人口

年齢階層別人口の推移をみると、経年的に、老年人口(65歳以上)が増加している一方、年少人口(15歳未満)が減少しており、少子高齢化が進んでいます。



図Ⅱ-1-7 年齢階層別人口の推移

資料: 各年住民基本台帳

#### ②まちの沿革

江別市は、1世紀から6世紀の続縄文時代に、弥生文化の影響を受け北海道南西部を中心に広がった「恵山文化」と北海道東部にあった文化が融合した地点にあり、江別式土器(後北式土器)と呼ばれる独特な土器文化が生まれました。

本格的な江別の開拓は、明治 4年(1871年)、宮城県涌谷領から 21 戸 76 人の農民が入植したのが始まりです。明治 11 年(1878年)には屯田兵 10 戸 56 人が移住、同年、明治政府による開拓使府令が布達され江別村が誕生、その後、明治 14年(1881年)から数次にわたる屯田兵の入植と民間団体である北越殖民社などの入植が行われ、江別開拓の礎となりました。

まちとしての規模も次第に大きくなり、大正 5 年(1916 年)に町制施行(人口 16,732 人)、昭和 29 年(1954 年)には市制施行(人口 34,359 人)され、江別市が誕生しました。

戦後の昭和30年代後期から40年代にかけては、都市化が進み、 江別市を含む札幌圏で人口が急増しました。江別市は文京台地区 の大学、その他教育・研究施設の立地、第一工業団地の整備など により道央圏の中核を担う都市としての地位を築きました。



図I-1-8 石狩川の水運(往時の江別港)

その後も恵まれた自然、社会条件、交通機関などの発達により成長を続け、平成 3 年 (1991年)には人口 10 万人を超えました。平成 16 年 (2004年)には市制施行 50 周年を迎え、この年には「江別のれんが」が北海道遺産に選定されています。

道央圏連絡道路美原バイパスの一部である「美原大橋」の開通(平成 17 年 (2005 年))や江別駅前民間再開発事業の商業業務棟である「えべつみらいビル」の竣工(平成 19 年 (2007 年))、江別の顔づくり事業に伴う鉄道高架化と新たな野幌駅の開業(平成 23 年 (2011 年))など、社会基盤整備も着実に進みました。

市政においては、市民が積極的にまちづくりに参加及び協働しながら、より良いまちづくりを 推進することを理念とした「江別市自治基本条例」の制定(平成 21 年(2009 年))など、現在 までまちづくりを着実に進めています。

#### ③産業

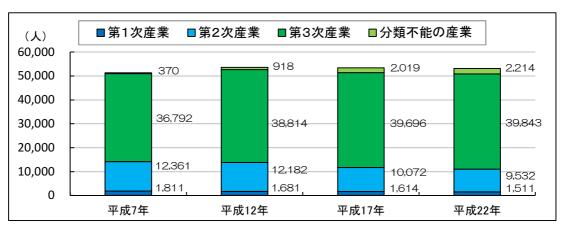
#### ア. 産業の状況

江別市の産業別就業者数の推移をみると、第1次産業及び第2次産業は減少を続けており、第3次産業が増加しています。

農業については稲作、畑作、酪農、畜産などで多彩な農畜産物を生産し、道央圏などにおける 食糧供給基地としての機能を果たしています。

製造業については、紙・パルプ業をはじめ食料品、窯業・土石製品を三大主要産業として発展 しています。

商業については、大規模店舗やロードサイドショップ(注)、コンビニエンスストアなどの立地 が進んでいます。



図Ⅱ-1-9 産業別就業者数の推移

#### 資料:国勢調査

#### イ. 事業所数 (業種別) の推移

江別市の事業所数・従業者数は、平成 21 年 (2009 年) をピークとして減少に転じ、平成 24 年 (2012 年) では 3,397 事業所、31,203 人となっています。



図Ⅱ-1-10 事業所数・従業者数の推移

資料:事業所・企業統計調査、経済センサス

<sup>(</sup>注)ロードサイドショップ: 幹線道路沿いに、自家用車での来店を前提として立地する店舗。かつては、自動車関連用品店・ 飲食店が主であったが、現在はあらゆる業種がみられる。

#### ウ. 窯業について

江別市の窯業の中でも、れんがは江別市を象徴する製品です。本格的な生産は、明治 24 年(1891年) に始まり、良質な粘土が採れたことなどから一大産地となり、れんが産業は市民生活の大きな支えとなりました。

現在、江別産れんがは全国に出荷されており、市内には、学校、サイロ、民家、倉庫など数多 くのれんが造の建造物が現存しています。

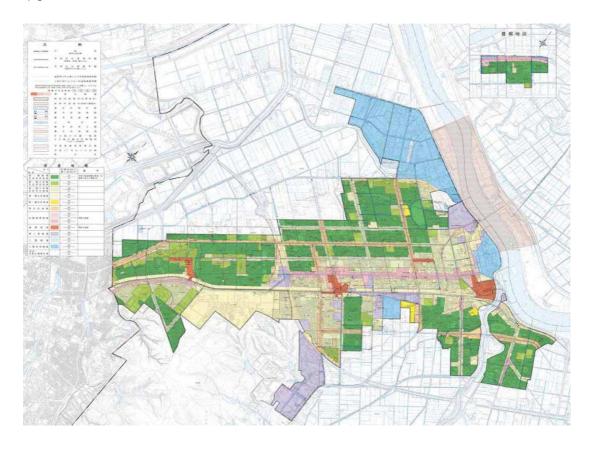
近年、このれんがをまちづくりに活かそうと、市民団体の活動も活発になり、江別市も歴史的れんが建造物保存活用事業として「旧ヒダ工場」を保存するなど、市民と産学官が一体となった取り組みが行われています。

このような取り組みが評価され、「江別のれんが」は平成 16 年(2004 年)に「北海道遺産」第 2 回選定分として認定されました。

#### 4社会基盤

江別市の都市計画区域は、江別市全域であり、道央の広域幹線道路である国道 12 号と並行する JR 函館本線を軸として市街化区域が定められています。

平成23年(2011年)10月には野幌駅が高架駅として生まれかわり、その沿道や駅周辺を中心に商業施設や生活利便施設の集積が進んでおり、商業地を囲むように大麻、野幌、江別、豊幌の4つの住宅市街地が形成され、市街地の外縁部の広域道路網が発達した地域に工業地が立地しています。



図Ⅱ-1-11 都市計画用途地域図(平成22年(2010年))

#### 2 市民・事業者アンケート

本計画を策定するに当たり、江別市民及び事業者の環境に対する意識や意向を調査し、課題を的確に把握するため、「江別市の環境についてのアンケート調査」を実施しました。

アンケート調査は、市民に対するアンケート調査と市内事業所に対するアンケート調査を実施しました。

市民アンケートは、身近な環境、地球規模の環境、環境教育や環境イベントに関すること、そして、これまで江別市が実施してきた環境施策に対する重要度・満足度に対する調査内容とし、 事業者アンケートは、環境経営についての事業所の考え方や、省エネルギーに関する取り組みなどについて、調査を行いました。

調査対象:江別市民 2,700名

:市内事業所 300事業所

調 査 期 間 : 平成24年(2012年) 11月9日~12月25日

調 査 方 法 :調査票を無作為抽出した対象者または対象事業所に郵送で配布

回 収:郵送による回収

回 収 数 :市 民 950件(35.2%) (回 収 率) 事 業 所 102件(34.0%)

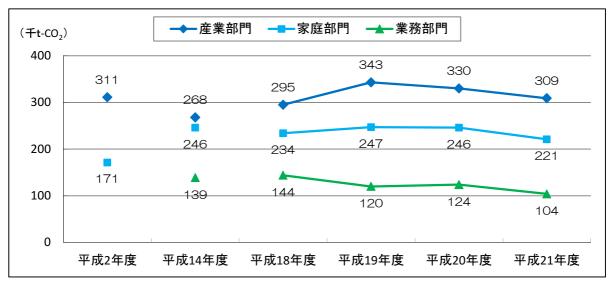
#### 3 環境の現況と課題

#### (1)地球環境

#### ①地球温暖化

地球温暖化問題が深刻化する中、その主要因である  $CO_2$  (二酸化炭素) の排出状況について、市民、事業者、行政の各主体による  $CO_2$  削減に向けた取り組みが進められた結果、市民や事業者の日々の活動と関連性の高い、産業部門、家庭部門、業務部門において、ここ数年の  $CO_2$  排出量は減少傾向で推移しています。

江別市は、平成 18 年度 (2006 年度) 地球温暖化防止実行計画 (事務事業編) を策定し、環境マネジメントシステム (注) に基づいた手法で環境配慮行動の実践とその効果の測定を行い、CO<sub>2</sub> 排出量の削減に努めています。



図II-3-1 江別市のCO<sub>2</sub>排出量

資料: 平成 23 年度江別市温室効果ガス排出量調査結果報告書

#### 【課題】

地球温暖化問題が深刻化し、市民意識が高まる中、その要因とされる CO<sub>2</sub> をはじめとする温室効果ガスの削減が重要であり、各主体が自ら地域の一員として考え、引き続き削減の取り組みを進めていく必要があります。

特に、省エネルギーが温室効果ガス削減につながることから、具体的な手法について各主体が情報を共有し、化石燃料の節約や節電など省エネルギーの取り組みを推進していく必要があります。

<sup>(</sup>注)環境マネジメントシステム:組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続きなどの仕組みを「環境マネジメントシステム」(EMS – Environmental Management System)という。

#### ②エネルギー

「平成 21 年度(2009 年度)の北海道のエネルギー消費動向について(経済産業省)」によると、北海道のエネルギー源別消費割合は、平成 21 年度(2009 年度)値でガソリン・軽油が 25%、電力が 24%、灯油が 14%、重油が 12%、その他石油製品が 7%となっており、石油製品の合計では 58%を占めます。これは全国平均(52%)を上回り、特に家庭部門を中心とした灯油の消費割合が全国より高くなっています。

江別市においては、平成 19 年度(2007 年度)から平成 21 年度(2009 年度)にかけて CO<sub>2</sub> 排出量が減少しており、産業部門、家庭部門、業務部門において、エネルギー消費量が全体的に減少していると推測されます。

エネルギーに関する近年の江別市としての取り組みとしては、市民や事業者、市における省エネルギー行動や、北海道電力泊原子力発電所の停止による電力の供給不安を受け実施された、節電などが挙げられます。

また、環境クリーンセンターのごみ焼却の排熱利用や浄化センターの消化ガスコージェネレーション設備(注)を利用した発電、野幌駅を中心とした市街地の開発における地中熱ヒートポンプを利用したロードヒーティングの導入、さらには、大規模太陽光発電所(メガソーラー)の誘致など、再生可能エネルギー(注)の導入に積極的に取り組んでいます。

#### 再エネトピック ~ 江別/-ザンフロンティア発電所



環境クリーンセンター敷地内の遊休地(約3.8ha)を活用し、約10,000枚(1.5MW)の太陽光電池を設置し、再生可能エネルギーの普及を推進するとともに、環境学習の場としても活用しています。

#### 【課題】

東日本大震災の影響による道内での節電の取り組みの経験や化石燃料の枯渇が懸念される中、エネルギーを有効に活用するとともに、省エネルギーを推進していくことがより一層重要となります。市民や事業者においても省エネルギー・省資源への推進が重要視されていることから、省エネルギーの取り組みを充実させていくとともに、環境負荷低減の観点から、再生可能エネルギーの導入などを推進していく必要があります。

<sup>(</sup>注)消化ガスコージェネレーション設備: 下水処理の過程で発生する消化ガスを燃料として、ガスエンジンを運転し、発電と 排熱を利用した暖房や給湯を行う設備。

<sup>(</sup>注)再生可能エネルギー: 一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーで、太陽光や太陽熱、水力、風力、地熱などが挙げられる。石油などに代わるクリーンなエネルギーとして、普及が期待されている。

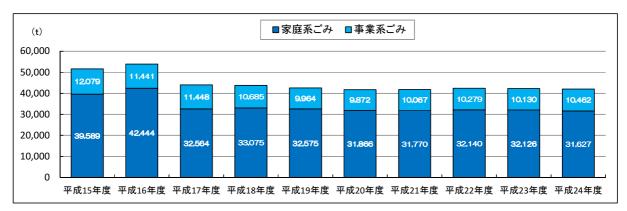
#### 3廃棄物

#### ア. ごみ排出量

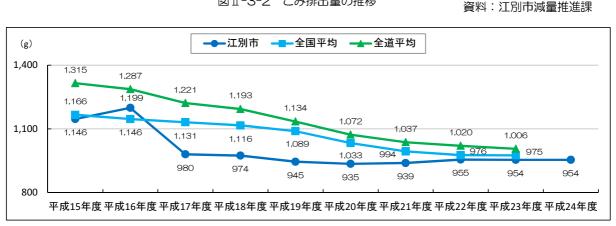
江別市では、家庭系ごみの減量とリサイクルの推進のため、平成 16 年(2004年) 10 月から家庭系ごみの有料化を実施し、その結果、有料化実施前と比べ、近年は 32,000t 前後で推移し、家庭系ごみ排出量は大幅に減少しました。一方、事業系ごみ排出量については、微増傾向にあり、近年は 10,000t 程度で推移しています。

江別市の一人一日当たりのごみ排出量は、平成 23 年度 (2011 年) 954g となっており、全国平均 975g や北海道平均 1,006g より低い状況を維持しています。

江別市ではさらなる環境負荷低減のため、レジ袋を使用しないマイバッグ運動の推進やごみ処理に係るパンフレットを作成・配布するなど、ごみ減量化に向けた啓発を行っています。



図Ⅱ-3-2 ごみ排出量の推移



図Ⅱ-3-3 一人一日当たりのごみ排出量の推移

資料:江別市減量推進課

#### イ. リサイクル

自治会や各種団体及び回収業者が回収した資源量に応じて奨励金を交付する集団資源回収を実施しているほか、リサイクルバンクによる再利用可能な家具やスポーツ用品・子ども用品などの市民への提供、意識の高揚を図るための出前講座などを実施しています。

#### 【課 題】

大量生産・大量消費・大量廃棄という、これまでの消費型社会から循環型社会への 転換を着実に進めるため、ごみ排出量の減量化やリサイクルのさらなる推進が重要と なります。市民の関心も高いことから、引き続き効果的な施策を実施するとともに、 その重要性や支援施策の周知・啓発活動を進めていく必要があります。

#### ④酸性雨(雪)、オゾン層など

#### ア. 酸性雨(雪)対策

酸性雨は、化石燃料の燃焼などで生じる硫黄酸化物(注)や窒素酸化物(注)などが、大気中の水分と反応することにより生じる酸性の強い(pH5.6以下)雨のことで、国境を越えて森林などに影響を及ぼします。

国は、昭和 58 年度(1983 年度)から国内における酸性雨対策調査を実施し、平成 13 年(2001 年)からは日本を含む東アジア 13 か国で東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)を構築し、活動・調査を進めています。

江別市においては、降雨(雪)時に pH 簡易測定調査を実施しており、平成 23 年度(2011 年度)の平均 pH は 5.92 となっています。

#### イ. オゾン層の保護

オゾン層 (注) の破壊はフロン類 (注) のガスが主な原因であり、それにより有害な紫外線の 照射量が増加し、皮膚がんなど人の健康や生態系に悪影響を及ぼすことが懸念されています。

オゾン層の保護対策として、国では「オゾン層保護法」を昭和 63 年(1988 年)に制定し、オ ゾン層破壊物質の生産規制や排出抑制に取り組んでいます。また、フロン類の大気中への放出を 防ぐため、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保に関する法律」、「特定家庭用機 器再商品化法」及び「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に基づき、製品を廃棄するとき のフロン類の回収・適正処理を義務付けています。

江別市では、現在、法の基準や規制に基づき、フロン類のガスを使用しているものをはじめ、 使用済み及び中途不用のスプレー缶、ガスカセット缶などを「危険ごみ」として回収するなど、 適正な処理に努めています。

#### 【課 題】

環境に与える影響が大きい酸性雨(雪)やオゾン層の対策は、引き続き重要な課題であることから、酸性雨(雪)については監視を継続するとともに、ばい煙発生施設等の適正運用を指導し、オゾン層の保護については、法による明確な基準や規制のもと、今後も原因物質の適正な回収などを進めていく必要があります。

- (注)硫黄酸化物:硫黄(いおう)が含まれる鉱石、石炭、石油などの地下資源を燃焼させた時に排出される、硫黄と酸素の化合物。大気汚染の原因物質であり、植物の枯死、人体の呼吸器系疾患などをもたらす。
- (注)窒素酸化物:石油や石炭の燃焼に伴って発生する。二酸化窒素は人体に有害で、呼吸器系疾患を起こす。
- (注)オゾン層:オゾンは酸素原子3個からなる気体。大気中のオゾンは成層圏(約10~50km上空)に約90%存在しており、 このオゾンの多い層を一般的にオゾン層という。成層圏オゾンは、太陽からの有害な紫外線を吸収し、地上の生態系を 保護している。
- (注)フロン類: 炭素と水素のほか、フッ素・塩素・臭素などのハロゲンを多く含む化合物の総称。 冷媒や溶剤として 20 世紀中盤に大量に使用されたが、オゾン層破壊の原因物質であるほか、温室効果ガスであることが明らかとなり、今日では様々な条約・法律によって使用に大幅な制限がかけられている。

#### (2) 自然環境

#### ①生態系

江別市内には多くの川や沼があり、石狩川や夕張川、千歳川などは、河川敷にヤナギ類やヤチダモなどの在来植物のほか外来植物も多く、連続した緑地帯として多様な生き物たちの生命を育んでいます。これらの川は、カワセミ、アオサギなどの餌場にもなっているほか、サケやヤツメウナギが遡上し、モクズガニが生息しています。また、ハクチョウやカモなどの渡り鳥たちにとっては、ウトナイ湖(苫小牧市)と宮島沼(美唄市)を結ぶ中継地点として貴重な休憩場所となっています。

また、かつて広大に広がっていたミズゴケ湿原のなごりである越後沼には、ヨシやノハナショウブなど湿原の植物が自生しています。千歳川支流の早苗別川では、河川改修の際に自然にやさしい工法が取り入れられ、今なおエゾホトケドジョウやヘイケボタルの姿をみることができます。

道立野幌森林公園では、冷温帯から亜寒帯へと移行する植生の様子が比較的よく残されており、落葉広葉樹であるミズナラ、シナノキやトドマツを主体とする針葉樹など約110種の自生樹木が針広混交林を形成し、下層植生もエンレイソウなど400種を超える多様な草花に富んでいます。

この地域には、様々な天然林、人工林、草地、小川、ため池など、 多様な環境がそろっているため、天然記念物のクマゲラをはじめと する約 140 種類の鳥類やユキウサギ、エゾリスなどの哺乳類、アオ ダイショウなどのは虫類、エゾアカガエルやエゾサンショウウオな どの両生類の姿もみられます。



図Ⅱ-3-4 クマゲラ

農業地域では、防風林として植えられたカラマツやヤチダモなどに混じって自然に生えた木や植物がみられるほか、チゴハヤブサをはじめ野鳥にとって大切な生活の場となっており、防風林がかつての自然に代わって新たな生態系を育んでいます。

市街地では、鉄道林が針葉樹を中心として東西軸を形成しています。また、文京台南町公園、 大麻中央公園をはじめとして沢地を利用して整備された公園には豊かな広葉樹林が残されており、 野鳥や昆虫類もよくみられます。

近年は、外来種のアライグマが道内各地で繁殖しており、江別市内でも在来種への悪影響や農作物の被害が確認されています。また、エゾシカによる農作物への被害も増加しており、活動範囲の広域化、交通事故などによる人的被害の発生が懸念されます。市街地では、カラスによる生活被害も発生しています。

#### 【課題】

多様な野生生物が生息する優れた自然環境は、今後も保全していく必要があります。 その一方で、外来種による在来種の生息域の侵害や、居住地での野生動物による被 害が懸念されることから、生態系を守りながら野生生物と共存していくための対応を 検討していく必要があります。

#### ②森林 • 緑

江別市は、市域の約15%が森林で、約16%が草地となっています。また、約44%を占める農地も季節ごとに緑を形成しています。江別市固有の森林・緑としては、市域南西部に1,841ha(札幌市・北広島市を含めると2,053ha)の面積を有する道立野幌森林公園をはじめ、北海道の環境緑地保護地区(注)に指定されている鉄道林や、豊幌、美原、篠津、角山、東野幌及び元野幌地区の農村地帯に残る耕地防風林が挙げられます。

身近な緑として、都市公園は 229 か所、合計 198.36 ha で、市民一人当たりの面積は 16.41 m<sup>2</sup> となっています(平成 24 年度(2012 年度)末現在)。

また、延長約 18.4km にわたる石狩川河川敷は、鉄道林や耕地防風林とともに緑の骨格を形成しています。道立野幌森林公園をはじめとするこれらの森林・緑は、市民の散策や自然観察、自然体験、環境学習の場として活用されており、しのつ河畔林や大規模公園などでは、良好な樹林地が残されており、四季折々に市民の憩いの場となっています。



図Ⅱ-3-5 道立野幌森林公園



図Ⅱ-3-6 豊幌南私有防風林

#### 【課題】

良好な自然が残る森林や豊かな緑を、将来の世代に継承していくため、郊外の森林 や市街地内の身近な緑、市街地周囲の農地などの保全を推進する必要があります。

また、緑に親しみ、地域への愛着を育む場として、さらには、体験・学習の場として、これらの環境を活用する方法を検討していく必要があります。

<sup>(</sup>注)環境緑地保護地区:北海道自然環境等保全条例により「市町村の市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持 又は造成することが必要な地区」として指定されている地区のこと。

#### ③水辺

江別市には、石狩川をはじめ、夕張川、千歳川、豊平川、篠津川など大小 42 の河川が流れています。

明治時代の開拓以降、石狩川の蛇行はなくなり、湿地の大部分は畑地や水田となって、開拓以前の自然は大きく変貌しましたが、河川改修によって残された旧河川跡には良好な水辺環境が残っているほか、越後沼など一部に湿原のなごりをみることができます。また、土砂採取跡には新たな水辺も生まれています。

石狩川は、大雪山系石狩岳を水源に大小河川を集めて豊かな水量を保ち、時として洪水などの 災害を引き起こしますが、水源として農業や工業の発展に恩恵をもたらしています。また、緑を 提供する広大な河川敷は、肉牛などの放牧地としてのどかな牧歌風景を形成するほか、サッカー 場などのスポーツの場として市民に開放されています。

かつての石狩川流域の面影を残す泉の沼や越後沼、道立野幌森林公園内に残る貯水池などは、野鳥観察の場となっています。



図 II-3-7 泉の沼公園



図Ⅱ-3-8 越後沼

#### 【課 題】

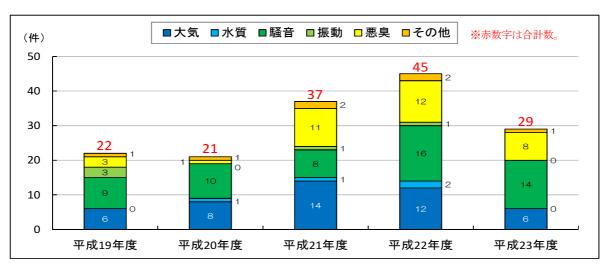
市民の憩いの場であり、野生生物の生息地でもある恵まれた水辺環境を、将来の世代に継承していくため、河川や沼などを適切に保全し、その活用方法について検討していく必要があります。

#### (3) 生活環境

#### ①各種公害に対する苦情

大気汚染や水質汚濁など、各種公害に対する苦情の状況をみると、平成 20 年度 (2008 年度) までは年間 20 件前後だったものが、平成 21 年度 (2009 年度) と平成 22 年度 (2010 年度) には増加しました。平成 23 年度 (2011 年度) は若干減少し 29 件となっています。

苦情の内容は、騒音、大気、悪臭に関するものの割合が高く、発生源については、工場などの 事業活動に伴うものは少なく、住宅地での早朝の作業騒音、野焼き等によるばい煙や悪臭など、 生活に関するものが多くを占めています。



図Ⅱ-3-9 公害苦情(新規)受理件数の推移

資料: えべつの環境 2012

#### ②大気

大気汚染物質の主な発生源として、工場からのばい煙や自動車の排出ガスなどがあります。江 別市は、石狩平野の低平地にあるため、年間を通して風が強く、大気が流動的であるため、大気 汚染物質の滞留は少ないといえます。

大気汚染の状況については、篠津と野幌の2か所に自動測定局を配置して、硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質(注)の監視などを行っており、いずれも環境基準を達成しています。

また、平成21年(2009年)に環境基準が設定されたPM2.5(注)については、微小粒子状物質(PM2.5)に関する関係自治体連絡会議に参加するなど、対策について検討を行っています。

<sup>(</sup>注) 浮遊粒子状物質: 大気中に浮遊する粒径  $10 \mu m$ 以下の粒子状物質で、工場や自動車などから排出される粉じんや煤じん、道路粉じん、砂じんなどからなる。 粒径により呼吸器系の各部位へ沈着し人の健康に影響を及ぼす。

<sup>(</sup>注) PM2.5: 大気中に浮遊している、粒径が  $2.5\,\mu$  m以下の粒子状物質で、大気汚染物質の一つ。「微小粒子状物質」とも呼ばれる。非常に小さいため(髪の毛の太さの1/30程度)、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸器系や循環器系への影響が懸念されている。

#### ③水質

江別市の下水道普及率は、97.4%(平成24年度(2012年度))と公共下水道の整備普及が進んでおり、処理区域内の生活排水及び事業場排水のほとんどは浄化センターで処理されています。また、処理区域外の事業場排水については、そのほとんどが排水処理後に河川などの公共水域に排出されています。

河川水質を監視するため、北海道開発局が4河川4地点、北海道が2河川2地点、札幌市が2河川2地点、江別市が5河川7地点で水質調査を行っています。

河川水質の状況を、有機汚濁の主要指標であるBOD(75%値)(注)でみると、環境基準類型指定河川のうち、篠津川で環境基準を超過する結果となりましたが、他の河川では概ね環境基準を達成しています。

河川名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	環境基準
石 狩 川	1.1	1.0	0.9	0.9	3 以下
夕 張 川	1.7	0.9	0.9	1.0	3 以下
千 歳 川	1.7	1.4	1.4	1.6	2 以下
篠津川	2.0	2.7	2.8	2.2	2 以下
野 净 旭 川	15	56	2.4	33	3 ハエ

表 II-3-1 河川水質調査結果(BOD75%値、千歳川については4調査地点の平均値)(単位: mg/l)

資料: えべつの環境 2012

#### 4)土壤污染

土壌汚染については、カドミウム、シアンなど 27 の物質について環境基準が設定されています。平成 22 年(2010年)には「土壌汚染対策法」が一部改正(注)され、一定規模以上などの要件を満たす土地で形質変更を行おうとするときに、届出などが義務付けられました。

また、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」により、人の健康を損なう農畜産物が生産される恐れがあるなどの場合、当該地域を「農用地土壌汚染対策地域」として指定することとなっていますが、江別市では指定要件に該当する農用地はありません。

#### ⑤騒音

騒音の発生源としては、工場や事業場、自動車交通、特定建設作業などのほか、都市型の近隣 騒音などがあり、苦情としては都市型の近隣騒音による感覚的・心理的な被害が多い状況にあり ます。

騒音測定は、一般地域のほか道路に面する地域について市内主要道路で調査しています。 騒音規制法及び道・市公害防止条例に基づく特定事業場数は微増傾向にあり、平成 23 年度 (2011年度)の事業場数は216となっています。

<sup>(</sup>注)BOD(75%値):水の中に含まれる有機物が、徐々に分解(水の自浄作用)される過程で微生物が消費する酸素の量のことで河川の有機汚濁を測る代表的な指標。年間測定値のうち、上から75%に相当する値が75%値。

<sup>(</sup>注)「土壌汚染対策法」一部改正: 平成 22 年(2010 年)の法改正により、土壌汚染状況の把握のための制度が拡充され、一定規模(3,000 ㎡)以上の形質変更(土地の切土・盛土による土地の形状の変更や、宅地以外の土地を宅地にすること)を行なう者は、事前に都道府県知事に届け出ることが義務付けられた。

#### ⑥振動

振動については、自動車交通や特定建設作業などが発生源となりますが、苦情件数は少ない状況にあります。振動規制法及び道公害防止条例に基づく特定事業場数は微増傾向にあり、平成23年度(2011年度)の事業場数は96となっています。

#### ⑦地盤沈下

江別市の地質は、石狩川の氾濫域に由来する泥炭層が多く、地盤沈下の起きやすい状況となっています。地盤沈下の人為的な要因は、地下水の過剰な汲み上げが主なものであることから、市では2か所で地下水位観測を実施しており、平成23年度(2011年度)までの観測データでは、いずれの地点も安定している状況です。

#### 8悪臭

江別市は、全域が悪臭防止法に基づく規制区域(A区域(注))に指定されていますが、規制基準を達成しているほか、主要な事業場について公害防止協定を締結し、悪臭の防止に努めています。

道・市公害防止条例に基づく特定事業場数は微増傾向にあり、平成 23 年度(2011 年度)の事業場数は 80 となっています。

また、近年は都市化により、工場や畜舎などの悪臭発生源と住宅地とが近接するケースが増え ていることから、悪臭による苦情も複雑化しています。

#### ⑨その他の生活環境問題

#### ア. 化学物質

私たちの周りには様々な化学物質が存在しており、豊かで便利な生活を支える一方、中には人の健康や生態系に悪い影響を及ぼすものもあります。

化学物質については、国から調査研究などの情報が公開されているほか、有害性が疑われる化学物質を指定し、排出量や移動量を把握、公表しています(PRTR制度(注))。

江別市には、平成23年度(2011年度)時点でPRTR制度の届出対象事業所が33あり、いずれも同制度に基づき適切に届出がなされています。

また、江別市では、大気3地点、水質1地点、土壌1地点でダイオキシン類(注)の環境測定を実施し、それぞれ環境基準値内で推移しています。

<sup>(</sup>注)A 区域:A~C に区分される悪臭規制区域のうち最も規制が厳しい区域。

<sup>(</sup>注)PRTR 制度:人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所からの環境(大気、水、土壌)への排出量及び廃棄物に含まれて事業所外への移動量を、事業者が自ら把握し国に対して届け出るとともに、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計し、公表する制度。

<sup>(</sup>注)ダイオキシン類:一般に、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)をまとめてダイオキシン類と呼ぶ。塩素を含む物質の不完全燃焼や、薬品類の合成の際、意図しない副産物として生成される。

#### イ. 放射性物質など

これまで一般的に7公害(注)といわれるものが典型的な公害とされてきましたが、近年は環境問題の多様化により、東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所の事故による放射性物質のほか、電磁波など新たな課題も生じていることから、環境や市民生活への影響が懸念されています。

そのため市としては、市民の健康で安全な暮らしを守るという観点から、放射性物質や電磁波などの影響について注視し、国の調査や研究などの情報を収集・提供しています。

#### 【課 題】

大気と水質については、引き続き測定・監視を行い、環境基準達成地点については、 継続的にその状態を維持していくとともに、一部環境基準未達成地点については原因 を究明し、改善していく必要があります。

騒音・振動については、法令等に基づき引き続き監視・規制を続ける必要があります。

悪臭については、江別市の工業・農業などの産業構造を踏まえ、都市生活と共存していくように各主体の理解、配慮を進めていく必要があります。

化学物質については、市民、事業者、行政が環境リスク(注)に関する正確な情報を共有し、それぞれが化学物質による環境への影響を減らす取り組みを進めていく必要があります。

地盤沈下、土壌汚染については、法令等に基づき引き続き監視・規制を続けていく 必要があります。

放射性物質や電磁波については、引き続き国などの知見や動向を注視し、情報の収集・提供に努めていく必要があります。

<sup>(</sup>注)7公書:環境基本法では、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭を公害として定義しており、これらを総称して典型7公害という。

<sup>(</sup>注)環境リスク: 化学物質などが環境中に排出され、環境中の経路を通じて人の健康や生態系に有害な影響を及ぼす可能性のこと。

#### (4)快適環境

#### ①都市空間

#### ア. 景観

江別市の景観の特徴は、市街地から一歩出ると豊かな農村風景が広がり、石狩川や道立野幌森 林公園といった雄大な自然が身近に感じられ、市街地の賑わいと自然、そして歴史が共存した風 景がみられることです。

農村風景・自然景観は、市街地を取り囲むようにあり、近隣市町村も含めた北海道らしい広々とした景観は、市民や来訪者にとっても心の豊かさや潤いを与えてくれます。

また、市街地では、それぞれの地区の歴史や文化を色濃く残しつつ、鉄道林などの自然景観と調和した住宅都市としての景観があります。



図Ⅱ-3-10 江別市の景観図

#### イ. 歴史・文化

江別市は先史時代から人の営みがあり、明治以降の北海道の開拓においても、石狩川の水運を 中心とした交通の要衝として、また、れんがの一大産地として歴史を重ねてきたまちです。

江別市内には、それらの歴史・文化を伝える、貴重な文化財が適切に保全されており、江別市 特有の景観をつくりだしています。

表 II - 2-2	江別市の重要文化財等一	- 톰
	エルリン主女人に別せ	뭈

	TI OZ ZIMPOZECZNIKI G
区分	名称
重要文化財(国指定)	北海道江別太遺跡出土品
	北海道元江別 1 遺跡土壙墓出土品
史跡(国指定)	江別古墳群
北海道指定有形文化財	野幌屯田兵第二中隊本部
	大麻3遺跡出土の土偶
江別市指定文化財	千古園(史跡)
	火薬庫(史跡)
	野幌太々神楽(無形民俗文化財)
	へんがく ついしかりがっこう ふうきくがくろうりょくにあり 扁額「對鴈學校」「富貴在苦學労力」(有形文化財)
	坊主山遺跡出土 江別式土器 56 点(有形文化財)
登録有形文化財(国指定)	北海道林木育種場旧庁舎
	旧北陸銀行江別支店



(重要文化財 平成5年6月10日指定)



図Ⅱ-3-11 北海道江別太遺跡出土品(かんざし) 図Ⅱ-3-12 北海道元江別1遺跡土壙墓出土品(壺) (重要文化財 平成7年6月15日指定)

#### 【課題】

江別市に残る多くの貴重な景観資源について、その特性に応じた保全と活用を検討 していく必要があります。

また、江別市は先史時代から人々の暮らしや営みのあった土地です。これらの歴史 的景観や文化遺産を守り、次の世代に引き継いでいく必要があります。

#### ②環境教育・環境学習

市民は、地球環境・自然環境・生活環境・快適環境のいずれの分野にもかかわりを持ち、市民 一人ひとりが、環境に配慮した行動をとることが、これらの環境を守っていくことにつながりま す。このような認識に立ち、江別市では子どもから大人までの幅広い世代で環境について学べる よう、市民・事業者・行政が連携し、取り組みを進めてきました。

表 II-3-3 環境教育・環境学習に関する主な取り組み

区分	取り組み		
	【イベント】えべつ環境広場、市民植樹		
	【成人向け】えべつ市民環境講座、出前ミニエコ講座、産学官による環		
	境経営普及セミナー		
環境教育・環境学習	【小中学生向け】出前環境授業(買い物ゲーム・太陽光発電・空中写真		
	など)、水辺の自然塾、弁天丸で学ぶ石狩川、ボートで学ぶ千歳川、自		
	然エネルギー実験室、冬休み環境学校(工場見学など)、農業体験学習、		
	出前環境学校(放課後児童会)など、環境ハンドブックの配布など		
環境教育・環境学習の基盤	環境教育活動推進員養成		
強化	保存樹林地の指定や名木百選ウォッチングの実施		
理控制は活動のは推発化	広報に環境関連セミナーなどの開催情報を掲載、ごみに関する啓発		
環境関連活動の連携強化	リーフレット、ごみ処理パンフレットを作成・配布、景観パンフレッ		
と協働体制の構築	トを作成・配布、江別市都市景観賞など		







図Ⅱ-3-13 取り組みの様子(左から、えべつ環境広場、出前ミニエコ講座、道立野幌森林公園での自然観察会)

#### 【課題)

環境教育関連の法制度が改正され、市民アンケート調査においても約半数の市民が 環境学習やイベント等の充実の必要性を感じているなど、環境教育・環境学習の重要 性とニーズは、今後さらに高まると考えられます。そのため、環境学習メニューの充 実とともに、環境学習や環境活動をリードする人材を育成していく必要があります。

また、それらの活動に参加するきっかけをつくることも不可欠であり、市民ニーズでもある環境に関する情報の充実のほか、適切な情報発信・周知、多様な主体による活動を有機的につなげ相乗効果を生むような連携・協働体制を構築していく必要があります。

## Ⅲ環境の将来像

本計画は、江別市環境基本条例の基本理念のもと、環境の保全及び創造を重視し、以下の将来 像の実現を目指します。

この将来像は、総合計画における基本目標として掲げているものでもあります。

きれいな空気 清らかな水 豊かな緑に恵まれた 美しく住みよいえべつ

## IV 環境の保全及び創造に関する施策

#### 将来像 環境施策の柱 環境目標 (1)地球環境の保全 市民一人ひとりの生活様式や市域 1 における事業・生産活動を地域から見 きれいな空気、清らかな水、 地球を守る 直していきます。資源、エネルギーを 効率的に使用し、また、資源の再利用 まち 及び再生利用に努めて、環境に負荷の 少ない低炭素・循環型の社会づくりを (2)循環型社会の実現 進めるとともに、地球環境の保全に貢 献することを目指します。 (1)生態系の保全 2 道立野幌森林公園と石狩川に抱か れた江別市の豊かな自然環境を将来 豊かな自然を の市民に継承するのは私たちの責務 です。この自然環境を適切に保全する (2)身近な緑の保全と 育むまち 豊かな緑に恵まれた とともに、人と自然とのふれあいを促 創出 進し、そこに生息する多様な生物や自 然環境との共生を目指します。 (1)良好な生活環境の 3 さわやかな空気、清らかな水、窓か 確保 ら陽がふりそそぐぬくもりを保つと 人にやさしい ともに、化学物質などによる汚染を防 止し、市民が健康で安全に暮らせる環 まち 境を目指します。 美しく住みよいえべつ (1)個性と魅力ある 4 歴史や文化を学び、大切にすること 都市空間の創造 で、既存の環境資源を活用するととも うるおいと に、新たな快適環境の創造を図ること やすらぎの により、まちづくりに個性を持たせ、 (2)参加と協働による うるおいとやすらぎのあるまちを目 あるまち 環境保全 指します。

#### 環境施策 具体的な取り組み ①地球温暖化の防止 ○温室効果ガスの実態把握 ②省エネルギー、再生可能エネルギーの推進 ○太陽光発電等の再生可能エネルギーの推進 ③酸性雨(雪)対策、オゾン層の保護 ○節電、省エネ行動の啓発 ○酸性雨の原因物質の削減 など ①ごみ減量化の推進 ○マイバッグ運動や生ごみの堆肥化の推進 ②適正なごみ処理の推進 ○分別の徹底、リサイクル率の向上 ③環境配慮型製品などの利用促進 ○不法投棄や野焼きの防止 など ○環境に配慮した製品購入の推進 ①生物生息環境の保全・野生生物との共存 ○野生生物の生息域となる樹林地などの保全 ○緑地や水辺の生態系ネットワークの充実 など ①水と緑の保全 ○鉄道林等の身近な緑の保全 ○植樹活動や花植え活動への支援 ②緑化の推進 ③公園緑地の整備 〇再開発事業等における公園・緑地の確保 ④農地の保全と活用 ○グリーンツーリズムなどへの支援 など ○大気環境の常時監視の実施 ①大気の保全 ②水質の保全 ○河川の水質測定の実施 ③騒音、振動の防止 ○建設工事等での低騒音・低振動工法の推進 ○悪臭に係る立入検査の実施・指導 ④悪臭の防止 ⑤化学物質、その他の環境汚染等の防止 ○ダイオキシン類の環境測定の推進 ○野焼きの防止に関する啓発・指導 など ①地域特性を活かした空間・場の創造 ○都市景観賞の実施 ②地域の環境美化の推進 ○歴史的建造物や文化財などの保存と活用 ○環境美化に係る普及・啓発 など ①環境教育・環境学習の充実 ○環境教育・環境学習イベント内容の充実 ②環境教育・環境学習の基盤強化 ○各種環境教育・環境学習メニューの体系整備 ③環境活動に関する連携・協働体制の構築 ○環境教育活動推進員の養成 ○郷土の歴史や自然について学べる場の保全と活用 ○環境に関する情報の発信強化 ○大学や事業者など多様な主体との連携 など

#### 1 「地球を守るまち」の実現に向けて

#### (1)地球環境の保全

地球温暖化への関心は市民の間でも高まりをみせており、市民・事業者・行政が温室効果ガスの 排出を抑えるために、それぞれの立場から取り組みを進めていきます。

地球環境の保全に向け、率先して環境配慮行動を実践するとともに、再生可能エネルギーの導入・ 普及などについて情報の収集や提供を行っていきます。

地球温暖化への対応に加え、酸性雨(雪)の原因である大気汚染や、オゾン層の破壊の原因物質であるフロン類のガスなどは、地球環境へ大きく影響するものであることから、注視していきます。

環境施策	市の役割
①地球温暖化の防止	
	〇地球温暖化防止に関する意識啓発を行います。
	〇江別市地球温暖化対策実行計画に基づき、市の事務事業
	における温室効果ガス排出量の削減に努めるとともに、
	市域の排出実態についても定期的に把握します。
	〇市民・事業者とともにエコドライブ(注)を推進します。
	〇自家用車の使用抑制を進めるため、バスや JR など公共
	交通機関の利用を促すとともに、自転車を有効活用でき
	る環境づくりを進めます。
	○道路整備や冬期の除排雪の充実などにより、渋滞の少な
	い円滑な交通環境づくりに努めます。
	〇住宅・建築物では、低炭素建築物(注)についての啓発
	や情報提供に努めます。
	○えべつ版コンパクトなまちづくりを推進し、集約型都市
	構造化による効率的な都市づくりを進めます。
	○食品などの輸送距離短縮につながる地産地消を推進しま
	<b>ਰ</b> 。

<sup>(</sup>注)エコドライブ:環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用のことで、ふんわりアクセルや加減速の少ない運転、アイドリングストップなどが挙げられる。

<sup>(</sup>注)低炭素建築物: CO<sub>2</sub> の排出の抑制に資する建築物。「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき認定を受けた建築物については、一定の床面積について容積率の緩和や、税制優遇措置の対象となる。

# 表IV-1-1 成果指標 「項目 現状 目標 「産業部門・家庭部門・業務部門のCO<sub>2</sub>排出量合計 (平成23年度) 現状値より5%削減 (平成35年度) (平成35年度)

※「環境に配慮した生活をしている市民割合」については、アンケート調査により現状値確定後、目標設定されます。

市民の役割	事業者の役割
<ul> <li>○日常生活の中で、環境とのかかわりを意識し、環境にやさしい生活を心がけます。</li> <li>○自家用車の使用に当たり、エコドライブを心がけるとともに、自転車や公共交通機関の利用にも努めます。</li> <li>○住宅を新築・増改築する際は、低炭素型住宅の建築を心がけます。</li> <li>○食料品などを購入する際は、できるだけ地域で産出されたものを選ぶことを心がけ(地産地消)、商品の輸送に係る燃料消費の削減を意識します。</li> </ul>	<ul> <li>○日常業務において環境への配慮を心がけます。</li> <li>○業務車両運転時のエコドライブを心がけます。</li> <li>○事業所・店舗等の新築・改築に当たっては環境に配慮した建築に努めます。</li> <li>○資材・製品等の輸送距離の短縮・効率化に努め、温室効果ガスの排出量削減を図ります。</li> </ul>

環境施策	市の役割
再生可能エネルギーの推進	<ul> <li>○エコカーやエコ家電など省エネ製品の啓発を進めます。</li> <li>○公共施設や街路灯、事業所などへの、省電力照明や省エネルギー機器の導入を推進します。</li> <li>○わが家のエコガイドなどを活用し、家庭における節電・省エネルギー行動の啓発に努めます。</li> <li>○クールビズ、ウォームビズ、節電など、職場での省エネルギー行動を奨励します。</li> <li>○節水意識の啓発により、無駄な水の使用を削減します。</li> <li>○環境マネジメントシステム(EMS)に基づき、エネルギーの効率的利用を重視した環境配慮活動に努めるとともに、EMS 情報を積極的に発信するなど、事業者における環境経営普及のための啓発を進めます。</li> <li>○太陽光発電やバイオマス(注)の活用など再生可能エネルギーの導入を推進します。</li> <li>○西生可能エネルギーの導入促進のための情報収集に努めるとともに、関連情報を発信できる体制を構築します。</li> <li>○ごみ焼却施設における熱回収や下水処理における消化ガスを利用したコージェネレーションシステム(注)、アメニティ下水道(注)による街路の融雪、地中熱ヒートポンプなど、多様な手法による熱エネルギーの有効利用を進めます。</li> </ul>
③酸性雨(雪)対策、オゾン層の保護	<ul><li>○酸性雨(雪)及び越境大気汚染の状況や影響についての情報の収集・調査を行います。</li><li>○酸性雨(雪)の原因物質を削減するため、工場などに対し、大気汚染物質の排出規制や指導を行います。</li><li>○フロン類などのオゾン層破壊物質については、引き続き適正な回収・処理を行います。</li></ul>

<sup>(</sup>注)バイオマス:動植物などから生まれた生物資源の総称。もともと生物(bio)の量(mass)のことであるが、再生可能な生物由来の有機性エネルギーや資源(化石燃料は除く)を指す。

<sup>(</sup>注)コージェネレーションシステム:発電と同時に熱などのエネルギーを効率よく運用するシステム。

市民の役割	事業者の役割
<ul> <li>○エコカーやエコ家電・高効率給湯器など省エネルギー型の製品を購入するよう心がけます。</li> <li>○わが家のエコガイドなどの教材やパンフレットなどを活用し、家庭における節電・省エネルギー行動に努めます。</li> <li>○電灯のこまめな消灯、冷暖房温度を適切に設定するなど、家庭での省エネルギー行動に努めます。</li> <li>○家庭での節水に努めます。</li> <li>○太陽光発電やバイオマスの利用など、再生可能エネルギーの利用について理解を深めます。</li> </ul>	事業者の役割  ○事業で使用する車両へのエコカー導入に努めます。 ○設備の高効率化や運転方法の見直しなど、エネルギー使用の合理化に努めます。 ○場内照明などのこまめな消灯、冷暖房温度を適切に設定するなど、事業所での省エネルギー行動に努めます。 ○事業所等での節水に努めます。 ○工業用水の利用に際して、循環利用が可能な生産工程を構築します。 ○環境に与える負荷を低減するためのマネジメントシステム導入など事業活動における環境配慮の取り組みに努めます。 ○太陽光発電やバイオマスの利用など、再生可能エネルギーの利用について理解を深めます。 ○再生可能エネルギーの導入を促進できるよう、情報収集に努めるとともに、実際に取り組んでいる事業者においては関連情報の積極的な発信に努めます。
<ul><li>○使用済みのスプレー缶などは市の回収方法に 従い、適切に廃棄します。</li></ul>	<ul><li>○工場などにおいては、各種の法規制を遵守し、 大気汚染物質の削減に努めます。</li><li>○空調機器などのフロンを含有する製品は、適切に廃棄します。</li></ul>

<sup>(</sup>注)アメニティ下水道: 下水処理水を有効に活用することによって、市民生活をより「アメニティ(快適)」なものにすることを目的としたもので、江別市では江別駅前地区に、江別浄化センターの最終沈殿池から出たうわ水を利用した流雪溝(アメニティ下水道)を設置して冬期間の排雪に活用している。

## (2)循環型社会の実現

これまでの社会は、大量生産・大量消費・大量廃棄のもとで豊かな生活を享受してきましたが、 今後は循環型社会の実現に向けて、3R(注)の考え方に基づき、廃棄物の減量や廃棄物の適正な 処理を進め、ごみの分別の徹底や資源回収活動の推進などによる資源循環の拡充を進めます。

ごみの排出量は、家庭系ごみを有料化した平成 16 年(2004 年)に比べ減少していますが、今後も行政や市民、事業者が協力して廃棄物の削減を進めていきます。

環境施策	市の役割
①ごみ減量化の推進	
	〇買い物袋の持参(マイバッグ運動)、詰め替え製品の購入、
	使い捨て製品を使わないなど、ごみを少なくする取り組
	みを推進します。
	〇生ごみの減量化を図るため、排出前の水切りや堆肥化の
	推進、食材を使い切る・食べ残さないなどの実践、食品
	残渣の活用方策の研究を進めます。
	O広報やリーフレット、出前講座などによる3Rの取り組
	み、ごみ減量化についての普及啓発を継続して進めます。
	○事業所への指導・啓発や分別におけるルールづくりなど、
	事業所におけるごみ減量化を進めます。
	○自治会等による集団資源物回収などへの支援を行い、リ
	サイクル活動を推進します。
	Oまだ使えるものの有効利用を促すため、リサイクルバン
	ク事業の充実やフリーマーケットなどの情報提供を進め
	ます。
	○浄水汚泥の融雪剤への活用や、下水処理過程で発生した
	下水肥料の農地への還元を進めます。

<sup>(</sup>注) 3R: ごみの減量やリサイクルの促進へ向けて定式化された行動目標を表す標語。発生抑制(reduce、買う量や使う量を減らすこと)、再使用(reuse、使えるものは繰り返し使うこと)、再生利用(recycle、再び資源として活かすこと)の英語の頭文字に由来。

#### 表IV-1-2 成果指標

項目	現状	目標
市民一人一日当たりのごみ排出量	954g	910g
※総合計画成果指標	【平成24年度】	【平成32年度】

※平成32年度以降の目標値については一般廃棄物処理基本計画の見直し結果による

環境施策	市の役割
②適正なごみ処理の推進	
	<ul> <li>○分別の徹底、リサイクル関連団体の活動について、市民への普及・啓発を推進するとともに、資源物の収集品目拡大などを検討します。</li> <li>○環境クリーンセンター(ごみ処理施設)や民間処理業者の活用による、適切かつ有効なごみ処理体制を維持します。</li> <li>○不法投棄や野焼きを防止するため、市民や事業者と協働して監視・通報体制を拡大します。</li> <li>○地域で取り組まれているごみステーションの管理を支援します。</li> </ul>
③環境配慮型製品などの利用促進	〇エコマーク(注)商品やグリーンマーク(注)商品など 環境に配慮した製品の購入を推進します。

<sup>(</sup>注)エコマーク:様々な商品(製品及びサービス)の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベル。

<sup>(</sup>注)グリーンマーク: 古紙を原料に再生利用した製品のための目印。環境ラベリング制度の一つで、古紙の利用を拡大し、紙のリサイクルの促進を図ることを目的としている。

市民の役割	事業者の役割
<ul><li>○3Rの実践やごみの分別を徹底し、資源物の回収に協力します。</li><li>○ごみの不法投棄はせず、市のルールに従い処分します。</li><li>○ごみステーションの清潔保持に努めます。</li></ul>	<ul><li>○廃棄物の発生を抑制し、資源化・再利用の促進に努めます。</li><li>○廃棄物を自らの責任において適正に処理します。</li></ul>
〇エコマーク、グリーンマークなどが付与され た、環境に配慮した商品の積極的な購入に努 めます。	〇エコマーク、グリーンマークなどが付与され た、環境に配慮した商品の積極的な購入に努 めます。

## 2 「豊かな自然を育むまち」の実現に向けて

#### (1) 生態系の保全

道立野幌森林公園と石狩川を擁する江別市は、市民の自然環境に対する評価も高く、数多くの野生生物が生息しています。これらの環境は、江別市の貴重な財産として保全し、後世に伝えていきます。特に道立野幌森林公園は、江別市の緑の要であり大都市近郊に現存する平地林として貴重であることから、地域ぐるみの保全活動を引き続き推進します。また、石狩川や中小河川、鉄道林、耕地防風林や市街地に残る樹林地、グリーンモールなどを結びつけ豊かな生態系を育む緑のネットワークとして充実させていきます。

一方で、外来種の野生化などにより、在来の動植物の生息・生育地への影響が懸念されているほか、有害鳥獣による農業被害や生活被害が発生していることから、人間生活と野生の動植物との共存のあり方について理解を深めていきます。

環境施策	市の役割
①生物生息環境の保全・	
野生生物との共存	○道立野幌森林公園などの良好な自然は、国や北海道の機
	関などとの情報の共有や連携をする中で地域ぐるみの保
	全を進めます。
	〇野生生物の生息域である樹林地などにおいて、「環境緑地
	保護地区」、「鳥獣保護区」(注)などの保全手法を活用し
	ていきます。
	○生物多様性の確保の観点から、緑地や水辺の生態系ネッ
	トワークの充実を図ります。
	〇外来種については、北海道や農業関係団体などとの連携
	の中で駆除を進めるほか、正しい知識の普及に努めます。
	〇市街地及び周辺のカラス、キツネ、エゾシカ、ハチなど
	による生活被害を軽減するために、これら野生生物への
	対応や共存のあり方について情報提供に努めます。

<sup>(</sup>注)鳥獣保護区: 鳥獣の保護の見地から「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定され、保護区内においては、狩猟が禁止されるほか、特別保護地区内においては、一定の開発行為が規制される。

#### 表Ⅳ-2-1 成果指標

	**************************************	
項目	現状	目標
地域制緑地(注)面積	5,406ha 【平成24年度】	【平成35年度】

※「地域制緑地面積」については、緑の基本計画において検討中のため、目標を空欄としています。

市民の役割	事業者の役割
<ul> <li>○自然環境に対する正しい知識の習得に努めるとともに、身近な動植物の生態に配慮し、生息・生育環境の保全と共存に努めます。</li> <li>○外来種の動植物やペットを適正に管理します。</li> <li>○市街地及び周辺のカラス、キツネ、エゾシカ、ハチなどについて、正しい知識を持って対応</li> </ul>	事業者の役割  ○事業者の社会貢献活動として自然環境の保全を目的とした取り組みなどに積極的に参加します。  ○在来樹種を使った緑化や多自然工法(注)の導入など、野生生物の生息・生育環境の復元に努めるほか、自社保有地等においては自然環境に配慮した管理を行います。  ○市街地及び周辺のカラス、キツネ、エゾシカ、ハチなどについて、正しい知識を持って対応するよう努めます。

<sup>(</sup>注)多自然工法: 破壊された自然生態系の復元工法としてヨーロッパで「近自然型工法」として誕生したコンセプト。日本では近自然という言葉がわかりにくいということで、「多自然工法」という言葉で表現され、平成2年(1990年)11月には、当時の建設省(現国土交通省)から各都道府県に、河川整備事業の一つとして「多自然型川づくりの推進」が指導・奨励されている。

<sup>(</sup>注)地域制緑地:都市の風致景観の保全や生活環境の保全を目的として、法律や条例による土地利用規制などを通じて確保 される緑地のこと。

#### (2) 身近な緑の保全と創出

市街地における緑の骨格となる鉄道林をはじめとして、良好な自然環境が残る樹林地や水辺などは所有者の理解を得ながら適正に維持管理していきます。

身近な公園緑地は、快適な都市空間を提供するとともに、郊外の緑を補完する形で動植物の生息・ 移動空間として環境保全機能を有するほか、レクリエーションや防災、景観などの様々な役割を持っ ていることから、適切に維持管理していきます。道路や公共施設、民間事業所においても市民ぐる みで緑化を推進し、緑の豊かさを実感できるまちづくりを進めていきます。

農地を活かした各種施策と連動した交流や体験などは、緑の保全や緑化意識の醸成にも大きく寄 与することから、農業と都市の身近なふれあいを促進する施策を検討し展開していきます。

環境施策	市の役割
①水と緑の保全	11.07 (CB)
	<ul><li>○水辺空間の要素を成す河川や湖沼、周辺の樹林地を治水機能との調和を図りつつ保全します。</li><li>○緑地、鉄道林や市街地に残る樹林地などは、所有者の理解と協力を得ながら身近な緑として保全・維持を図ります。</li><li>○森林での観察会や体験学習など、自然に親しむ機会を充実します。</li></ul>
②緑化の推進	<ul> <li>○市民植樹など緑化イベントの開催や啓発活動を通じて、緑化に対する市民意識の向上を図ります。</li> <li>○市民団体などが行う植樹活動や花植え活動に対して、支援・相談体制の充実を図ります。</li> <li>○街路樹の整備や公共空間の緑化を推進します。</li> <li>○住宅地、商業地、工業地において、状況に応じた緑化活動を促します。</li> <li>○宅地開発などにおいては、関係者と協議しながら地区内の緑化を検討するとともに、緑地協定や地区計画などの諸制度を活用しながら緑の保全と緑化の推進に努めます。</li> </ul>

表IV-2-2 成果指標		
項目	現状	目標
緑に親しめる空間があると思う市民割合	85.4%	現状値より増加
※総合計画成果指標	【平成24年度】	【平成35年度】
市民参加による公園改修数	16か所 【平成24年度】	26か所 【平成35年度】

市民の役割	事業者の役割
<ul><li>○身近な緑地や水辺空間の保全への協力に努めます。</li><li>○森林での観察会や体験学習に積極的に参加し、自然環境保全への理解を深めます。</li></ul>	<ul><li>○身近な緑地や水辺空間の保全への協力に努めます。</li><li>○開発事業などに際しては、緑地の保全について配慮し、既存の樹林地などを可能な限り保護していくよう努めます。</li></ul>
<ul><li>○花植え活動など緑を守り育てるための地域活動などに積極的に参加・協力します。</li><li>○庭に植物を植えるなど、身近な生活環境の緑化に努めます。</li></ul>	<ul><li>○花植え活動など緑を守り育てるための地域活動などに積極的に参加・協力します。</li><li>○事業所や工場敷地内の緑化活動に努めます。</li><li>○宅地開発などにおいては、緑地協定などの諸制度を活用しながら緑の保全と緑化の推進に努めます。</li></ul>

環境施策	市の役割
③公園緑地の整備	
	<ul><li>○公園緑地の持つ環境保全やレクリエーション空間、防災空間など多様な機能の適切な維持管理に努めます。</li><li>○市街地の再開発事業などに際しては、公園、緑地の確保について計画的な誘導及び指導を行います。</li><li>○身近な公園の整備については、市民参加による計画・整備を進めます。</li></ul>
④農地の保全と活用	〇「農業振興地域整備計画」(注)に基づき、農地を良好な 状態に維持することで、緑景観機能を保全します。 〇グリーンツーリズム(注)や6次産業化(注)、地産地 消の活動を支援するなど各種施策展開と連動し、江別市 の農業と農畜産物に対する理解・意識の向上を図ります。

<sup>(</sup>注)農業振興地域整備計画:農業振興地域の区域の全部または一部がその区域にある市町村が、自然的経済的社会的諸条件を考慮して、当該地域において総合的に農業の振興を図るために必要な事項を一体的に定めたもの。

<sup>(</sup>注)グリーンツーリズム: 自然豊かな農山漁村に滞在し、その地方独自の自然・文化や、地元の人々との交流を楽しむ余暇の過ごし方。

<sup>(</sup>注) 6 次産業化: 農畜産物の生産 (1 次産業) に加工 (2 次産業)、販売など (3 次産業) を加え商品として提供すること。 「 $1\times2\times3$  = 6」 であることから 6 次産業と呼ばれる。

市民の役割	事業者の役割
<ul><li>○公園の樹木や街路樹を大切にするなど、身近</li></ul>	○公園の樹木や街路樹を大切にするなど、身近
な公園緑地の維持管理に協力します。	な公園緑地の維持管理に協力します。
○グリーンツーリズムや農畜産物の地産地消へ	○地域の景観に配慮した農地の保全に留意します。
の理解を深めます。	す。

## 3 「人にやさしいまち」の実現に向けて

#### (1) 良好な生活環境の確保

江別市では工業団地への企業進出や市街地の拡大など都市化が進み、これらによる生活環境への 影響が懸念されることから、大気、水質の汚染防止はもちろん、悪臭や化学物質の影響も引き続き 監視していきます。そして、各種公害や有害化学物質などの発生を抑制し、市民生活や産業と生活 環境が調和した、健康で安全に暮らせる環境を確保していきます。

また、放射性物質など新たな環境問題に対する動向など最新の情報収集に努め、状況に応じた対策を検討していきます。

環境施策	市の役割
①大気の保全	<ul> <li>○大気環境の常時監視を行います。</li> <li>○工場や事業所から発生するばい煙、粉じんについて、北海道などとの連携により大気汚染防止法などの法令に基づく排出基準遵守を指導します。</li> <li>○家庭や事業所でのごみの焼却や野焼きの防止に関する啓発・指導を推進します。</li> <li>○ごみ処理の過程で発生するダイオキシン類などの有害物質の排出抑制を図るなど、ごみ処理施設の適正な管理に努めます。</li> <li>○ごみ処理施設の維持・管理に際しては、環境への影響に関するモニタリング調査の実施に努めます。</li> <li>○低公害車の普及やエコドライブ推進などの啓発に努めます。</li> </ul>
②水質の保全	<ul> <li>○河川の水質測定を定期的に行います。</li> <li>○工場・事業場からの排水については、北海道などとの連携により、「水質汚濁防止法」や「下水道法」などの法令に基づく排水基準遵守を指導します。</li> <li>○「江別市水道ビジョン」(注)に基づき、水の品質と管理水準の向上に努めます。</li> <li>○排水処理施設の適切な維持管理に努めます。</li> <li>○一般廃棄物最終処分場の浸出水処理施設や下水道施設の適切な維持管理に努めます。</li> <li>○汚水処理の未普及区域の解消を図るとともに、公共下水道区域外においては、合併浄化槽の普及を推進します。</li> </ul>

(注) 江別市水道ビジョン: 水道事業を取り巻く環境分析や現状の課題を抽出し、その課題を解消する施策や目標となる指標を示したもの。 目標期間は、平成 21 年度(2009 年度)から平成 30 年度(2018 年度)までの 10 年間。

表Ⅳ-3-1 点	成果指標	
項目	現状	目標
排出規制基準値超過事業所数	〇 事業所 【平成24年度】	O 事業所 【平成35年度】
農業地区が衛生的で、快適な生活環境だと感じる地区 住民の割合	85.1% 【平成24年度】	現状値より増加 【平成35年度】

市民の役割	事業者の役割
<ul><li>○家庭から出るごみを、庭先などで燃やさないようにします。</li><li>○自家用車購入時に低公害車購入を意識し、普段の運転ではエコドライブを心がけます。</li><li>○自家用車の必要以上の利用を控え、公共交通機関の積極的な利用に努めます。</li></ul>	<ul><li>○環境の汚染に関する自主的な管理目標を設定するとともに、定期的な測定調査を実施し、適切な施設管理を行います。</li><li>○ボイラーなど燃焼機器更新の際には、環境負荷の少ない機器の導入に努めます。</li><li>○業務車両への低公害車導入や、エコドライブに努めます。</li></ul>
<ul><li>○廃食用油は台所から流さず、再利用のための回収に協力します。</li><li>○洗濯などの洗剤を過剰に使用しないようにします。</li><li>○汚水処理未普及区域においては、合併浄化槽の設置に協力します。</li></ul>	<ul><li>○工場・事業所における排水は、「水質汚濁防止法」や「下水道法」などの法令に基づく排水基準を遵守します。</li><li>○汚水処理未普及区域においては、合併浄化槽の設置に協力します。</li></ul>

環境施策	市の役割
③騒音、振動の防止	
	○騒音発生施設を有する工場・事業所などに対し、関係法
	令に基づき規制基準の遵守、ならびに施設の適切な維持 管理を指導します。
	○家庭生活に伴う騒音防止対策の啓発に努めます。
	○建設作業に当たっては、低騒音・低振動型の工法・建設
	機械の導入のほか、適切な工事時間帯の選定を推進します。
	っ。   〇自動車交通騒音の定期的な測定を行い、あわせて不要な
	アイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などによる自
	動車騒音・振動防止を啓発します。
④悪臭の防止	
	〇工場・事業所などへの立入検査を実施するとともに、悪
	臭発生施設ならびに防止施設の維持管理や近隣への配慮
	について指導・啓発します。
	〇悪臭の発生を低減化するため、畜舎の適正管理及びふん 尿処理施設の設置を指導します。
	○家畜排せつ物を堆肥化する場合、または堆肥等を使用す
	る場合には、悪臭の発生防止に努めるよう、助言・指導
	します。

市民の役割	事業者の役割
<ul><li>○ピアノやカラオケ、ペットの鳴き声など、日常生活の中で発生する騒音を抑制するなど近隣に配慮します。</li><li>○自家用車による騒音・振動を防止するため、不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速はしないようにします。</li></ul>	<ul> <li>○騒音発生施設を有する工場・事業所などにおいては、関連法令に基づく規制を遵守します。</li> <li>○営業騒音について周辺への配慮に努めます。</li> <li>○建設作業に当たっては、騒音や振動が発生しない工法を選択します。</li> <li>○自動車や重機の使用に際して騒音が発生する場合は、アイドリングストップのほか深夜・早朝の使用を避けるなど、近隣へ配慮します。</li> </ul>
<ul><li>○犬や猫などのペットを飼育する際、排せつ物は持ち帰って処理するなど、地域に迷惑をかけないように努めます。</li><li>○堆肥を使用する等、悪臭の発生が予想されるときは、近隣へ配慮します。</li></ul>	<ul><li>○事業活動で、悪臭発生が予想される場合には、適切な防止策を講じ、悪臭公害の未然防止を図ります。</li><li>○農業・酪農業においては、農地への推肥使用時は早めにすき込む、畜舎における家畜排せつ物はこまめに清掃するなどの管理を徹底し、悪臭公害の発生防止に努めます。</li></ul>

環境施策	市の役割
⑤化学物質、その他の環境汚染等の	
防止	○関係機関との連携・協力により、ダイオキシン類の環境
	測定を推進するとともに、それらに関する適切な情報提
	供に努めます。
	○家庭や事業所でのごみの焼却や野焼きの防止に関する啓
	発・指導を推進します。
	〇内分泌かく乱物質(環境ホルモン)(注)について情報収
	集と提供に努めます。
	○シックハウス症候群 (注) を未然に防止するための対策・ 
	指導を行います。
	○公共施設の新築・改修に際して、化学物質の影響に配慮
	した施工に努めます。
	○建築物の解体工事などにおけるアスベスト粉じんの飛散
	防止対策を促進します。
	OPRTR 制度(化学物質排出移動量届出制度)の趣旨に基
	づき、化学物質のリスク情報の提供や使用量の低減に努
	めます。
	○農薬や化学肥料を減らし、安全・安心な環境にやさしい
	│ クリーン農業を推進します。 │ │ ○放射性物質や電磁波については、国などの知見や動向を
	○放射性初負や電磁放に少いでは、国体との利克や動向を   注視し、情報の収集・提供に努めます。
	注放し、情報の収集・提供にあめより。     ○地下水位の定期的な観測により地盤沈下の状況を適切に
	○地下が位の足類的な観測により地盤が下の状況を過場に     把握します。
	<sup>  15度</sup> 0より。   〇「土壌汚染対策法」に基づく届出や、汚染土壌の適正処
	・

<sup>(</sup>注)内分泌かく乱物質(環境ホルモン):動物の体内に取り込まれた場合に、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に 影響を与える外因性の化学物質のこと。

<sup>(</sup>注)シックハウス症候群:住宅の高気密化による換気不足、建材や家具等から放散される化学物質や暖房器具などの燃焼ガスにより、室内空気が汚染され、それが原因で起こる居住者の体調不良などの様々な症状。新築等の学校で発生するものはシックスクール症候群という。

○化学物質等についての理解を深め、調査を行う際は協力します。 ○家庭から出るごみを、庭先などで燃やさないようにします。 ○ごみの適正な分別に努めることで、有害化学物質の抑制に努めます。 ○生活の中で使用する化学物質の量を減らしたり、再利用に努めます。 ○事業活動に伴い使用・排出される化学物質の量を低減するよう努めます。 ○事業者が農薬を使用する場合は、低毒性のものを必要最小限度散布するなど、環境への負荷が最小限となるよう配慮します。 ○地盤沈下につながる過剰な地下水の汲み上げを抑制します。 ○「土壌汚染対策法」に基づく届出などを適切に行い、土壌汚染の防止に努めます。	市民の役割	事業者の役割
	<ul><li>○化学物質等についての理解を深め、調査を行う際は協力します。</li><li>○家庭から出るごみを、庭先などで燃やさないようにします。</li><li>○ごみの適正な分別に努めることで、有害化学物質の抑制に努めます。</li><li>○生活の中で使用する化学物質の量を減らした</li></ul>	<ul> <li>○化学物質等についての理解を深め、調査を行う際は協力します。</li> <li>○アスベストが使用されている建物について、法に基づく適正な対策を行います。</li> <li>○化学物質などの取り扱いについて、PRTR制度に基づく届け出を遵守するとともに、管理方法などを明確に定め、環境汚染を未然に防止します。</li> <li>○事業活動に伴い使用・排出される化学物質の量を低減するよう努めます。</li> <li>○事業者が農薬を使用する場合は、低毒性のものを必要最小限度散布するなど、環境への負荷が最小限となるよう配慮します。</li> <li>○地盤沈下につながる過剰な地下水の汲み上げを抑制します。</li> <li>○「土壌汚染対策法」に基づく届出などを適切</li> </ul>

## 4 「うるおいとやすらぎのあるまち」の実現に向けて

### (1)個性と魅力ある都市空間の創造

快適な環境を築くため、歴史的にもなじみの深いれんがを活かした街並づくりや、道立野幌森林 公園に代表される緑の豊かさを活かした江別市らしい都市空間づくりを引き続き進めていきます。

また、歴史的建造物の保全など地域資源を活かした景観の保全や創出を適切に行い、花のある景観づくりや環境の美化に努め、次の世代に引き継いでいきます。

市の役割
○都市景観賞、景観パンフレット(えべつの景観)などに
より、都市の景観に対する意識の向上を図ります。
○都市計画に関する施策と連動し、景観制度の活用による
景観の保全・創出などを誘導します。
〇歴史的な建造物や文化財、れんがを活用した建物などを
地域の環境特性を踏まえながら保存・活用を図ります。
〇わかりやすく親しみのある個性的な公共サインの整備推
進、景観に配慮した広告物の設置を誘導します。
○花のある街並みづくり運動を推進します。 
〇「れんがや陶芸(やきもの)」を通じ、ふるさと意識の醸
成を図るため、やきもの市などイベントの開催や陶芸教
室等の活動支援を推進します。 
〇ごみのポイ捨て防止、ペットの排せつ物の処理など環境 美化に係る普及・啓発を進めます。
美心に係る首及・合先を進めます。   〇商店街や街路での花植えや清掃活動などを通じ、街前み
し向后国で国路での12個人で肩帯/19別なこを通じ、国业の   や景観についての市民意識の醸成を図ります。
て対象にしていてのコログが最の対象が必要がある。

表Ⅳ-4-1 点	<b>以果指標</b>	
項目	現状	目標
現在の居住空間に満足していると感じる市民割合	64.1% 【平成24年度】	現状値より増加 【平成35年度】

市民の役割	事業者の役割
<ul><li>○地域環境づくり、環境保全活動などに積極的に参画し、地域全体の快適な環境づくりを進めます。</li><li>○れんがや陶芸品など地域資源への理解を深めます。</li><li>○花壇づくりややきものなど、景観づくりのイベントなどに積極的に参加するよう努めます。</li></ul>	<ul><li>○敷地や建物は、周辺環境との調和を図るとともに、れんがなど地域資源を活かしたまちづくりへの理解を深め、参加・協力します。</li><li>○景観に配慮した看板や広告物を心がけます。</li><li>○事業所敷地内の花壇づくりなど、市のイベントと連動した景観づくりに協力するよう努めます。</li></ul>
<ul><li>○ごみのポイ捨て防止やペットの排せつ物を適切に処理するなど環境美化に努めます。</li><li>○地域の清掃活動や花壇づくりに積極的に参加します。</li></ul>	<ul><li>○地域の環境美化活動に参加するなど、より良い環境づくりのために行動し、周辺住民との良好な関係づくりに努めます。</li><li>○屋外広告物の設置に当たっては、周囲の景観に調和するように配慮します。</li></ul>

#### (2)参加と協働による環境保全

かけがえのない地域の環境や地球環境を良好な状態で将来の世代に引き継ぐため、市民一人ひとりが、私たちを取り巻く環境に対して正しい認識と知識を持ち、環境に対する配慮や環境保全活動に対する意識を高めていきます。

また、環境を改善する行動の基礎となる環境教育・環境学習のさらなる充実を図り、子どもから大人まで、誰もが環境について学び実践できる機会と場を設けていきます。

さらに、個人、家族、市民団体、事業者、行政などあらゆる主体が、環境保全活動に取り組む とともに、それらのネットワーク化を進めます。

※本計画は、「環境教育等促進法」第8条に基づく江別市の行動計画を包括するものであり、次のとおり取り組みを進めていきます。

環境施策	市の役割
①環境教育・環境学習の充実	
	<ul> <li>○地域や学校での環境に関する教育や学習活動を推進・支援します。</li> <li>○各種環境教育・環境学習メニューの体系整備を進めます。</li> <li>○子どもから大人まで幅広く環境学習に参加できるよう、市民向け環境学習・環境イベントの内容充実に努めます。</li> <li>○「環境経営普及セミナー」など、事業者への環境経営普及に係るプログラムの充実に努めます。</li> <li>○出前環境学校や工場見学会など、新たな環境学習機会の創出に努めます。</li> </ul>
②環境教育・環境学習の基盤強化	<ul><li>○環境教育活動推進員の養成など、環境教育・環境学習に携わる人材の育成を推進します。</li><li>○教職員に対する情報提供やセミナーなどの開催を通じ、教職員の環境知識の向上を図ります。</li><li>○石狩川や道立野幌森林公園などの自然に親しめる場や、郷土の歴史や文化などを学ぶことができる施設等を適切に保全し活用します。</li></ul>

表Ⅳ-4-2 成果指標					
項目	現状	目標			
環境に配慮した生活をしている市民割合	●●% 【平成24年度】	【平成35年度】			

※「環境に配慮した生活をしている市民割合」については、アンケート調査により現状値確定後、目標設定されます。

市民の役割	事業者の役割		
<ul><li>○子どもたちの環境教育や環境学習活動の支援に努めます。</li><li>○環境学習や環境教育の講座、イベントなどへ積極的に参加し、環境への理解を深めます。</li></ul>	<ul> <li>○地域や学校の要請に応じて、環境に関する講師や専門家の派遣に協力します。</li> <li>○環境学習や環境イベントなどへの積極的な参加・出展に努めます。</li> <li>○市などが実施する環境経営に係るセミナーなどを積極的に活用し、環境への理解を深めます。</li> <li>○魅力ある環境学習機会の創出・拡充に向け、体験学習や工場見学など機会の提供に協力します。</li> </ul>		
<ul><li>○環境関連活動を担う知識や実践力を身につけられるよう努めます。</li><li>○自然を体験できる場、郷土の歴史や文化を学べる場の保全活動に積極的に参加します。</li></ul>	<ul><li>○環境関連活動を担う人材の育成を図ります。</li><li>○教職員の環境知識向上のために必要となる講師の派遣や情報提供に協力します。</li><li>○自然を体験できる場、郷土の歴史や文化を学べる場の保全に協力・支援します。</li></ul>		

環境施策	市の役割
③環境活動に関する連携・	
協働体制の構築	〇環境イベントや環境調査結果など、環境に関する情報を
	わかりやすく広く市民へ発信します。
	○様々な環境関連団体情報の集約・充実に努め、それをわ
	かりやすい形で市民に提供します。
	〇環境関連活動を行っている多様な主体との情報交換や協
	カを円滑に行うためのネットワークの構築・充実を図り
	ます。
	〇出前環境学校や工場見学など環境学習の充実に向け、大
	学や環境活動団体・事業者など多様な主体との連携を図
	ります。

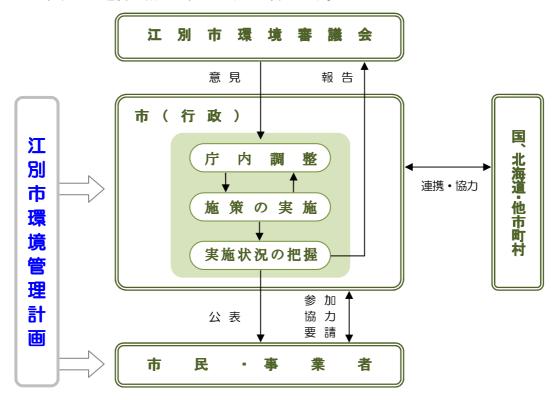
市民の役割	事業者の役割	
<ul><li>○環境への関心を持ち、地域の環境に関する情報の積極的な収集・活用に努めます。</li><li>○地域の環境関連活動に参加するなど、多様な主体が交流できる場に積極的に参加します。</li></ul>	<ul> <li>○行政や事業者が発信する環境関連情報の積極的な収集・活用に努めます。</li> <li>○事業における環境情報を積極的に市民や市へ公開します。</li> <li>○環境関連活動のネットワークの構築・充実に積極的に参加・協力します。</li> <li>○市や関連団体等と連携を図りながら、見学体験など環境学習の受け入れ体制の整備を進めます。</li> </ul>	

# V 施策の推進体制

## 1 推進体制の整備

本計画の施策の推進に当たっては、江別市環境審議会に意見を求めるとともに、市民・事業者の参加や協力、要請を受け、よりよい施策の展開に努めます。また、実施状況の把握を行い、その結果を「えべつの環境」などを通じて市民・事業者に公表していきます。

広域的な取り組みを必要とする施策については、国や北海道、他市町村の参加する検討会議の場を活用するなど、相互に連携・協力し、その推進に努めます。



## 2 計画の進行管理

本計画で定めた目標が達成されているかを把握し、施策の進捗状況を確認するとともに、マネジメントの基本であるPDCAサイクルによって、適切な検証・進行管理を行います。

